



# 熊本県公報

第 1 2 6 4 4 号  
平成 29 年 8 月 4 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の変更…………… ( // ) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の指定…………… ( // ) 5

**公 告**

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 7
- 指定管理者の募集 (くまもと県民交流館) …… (男女参画・協働推進課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 10

**登 載 依 頼**

- 個人演説会等の施設の指定…………… (選挙管理委員会) 10
- 個人演説会等の施設の名称変更…………… ( // ) 11
- 個人演説会等の施設の指定取消…………… ( // ) 11
- 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会開催  
…………… (後発医療品安心使用・啓発協議会 (薬務衛生課)) 11
- 熊本県肝炎対策協議会の開催…………… (肝炎対策協議会 (健康危機管理課)) 12

## 告 示

**熊本県告示第 7 1 1 号**  
 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 6 2 年法律第 3 0 号) 附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
NPO 法人いきいきネットワーク・ハピネス 熊本市東区八反田 1 - 1 7 - 6 8	訪問介護サービス・ハピネス 熊本市東区长嶺南 4 - 2 - 6	4 3 1 2 0 0 0 4 4	平成 2 9 年 7 月 2 5 日

**熊本県告示第 7 1 2 号**  
 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 6 2 年法律第 3 0 号) 附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。  
 平成 2 9 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社おがた 熊本市北区貢町 65番地	小規模多機能ホームたいじゅ 熊本市北区貢町6 5番地	431100314	平成29年7 月26日	小規模多機能型居宅介護

**熊本県告示第713号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町甲佐町 101番3地先から 菊池市七城町砂田字間所 1451番3地先まで	66.4	防交 (交通安全)
		菊池市七城町砂田字間所 1456番1地先から 同所 1480番3地先まで	63.4	

## 2 供用を開始する期日 平成29年8月4日

**熊本県告示第714号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市無田字余名間 74番1地先から 阿蘇市赤水字南砂間 521番7地先まで	180.2	橋梁災害 復旧

## 2 供用を開始する期日 平成29年8月10日

**熊本県告示第715号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字野添 2985番2地先から 同所	20.4	単道改

		2985番2地先まで	
		宇土市網津町字野添	13.7
		2988番6地先から	
		同所	
		2988番6地先まで	

2 供用を開始する期日 平成29年8月9日

**熊本県告示第716号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字麻山字竹ノ迫 137番地先から 同所 155番地先まで	194.8	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年8月8日

**熊本県告示第717号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中小野浦川内線	宇城市松橋町豊福字袴田 1115番32地先から 同所 1115番32地先まで	前	9.3 ～ 19.4	22.0	防交安 (改築)
			後	13.8 ～ 22.9		

2 区域を変更する期日 平成29年8月4日

**熊本県告示第718号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	球磨郡五木村乙字掛迫 92番4地先から 球磨郡五木村甲字溝口 3716番地先まで	前	16.5 ～ 26.6	23.0	活力基 盤改築
			後	11.5 ～		

			26.6	
--	--	--	------	--

2 区域を変更する期日 平成 29 年 8 月 4 日

熊本県告示第 7 1 9 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
笹原整形外科医院	菊池郡菊陽町光の森 4 丁目 4 番地 1	平成 29 年 1 月 20 日
辻 胃腸科心療内科	人吉市駒井田町 2 4 3 - 1	平成 29 年 3 月 31 日
鹿井医院	玉名市寺田 4 3 1 - 1	平成 29 年 4 月 19 日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
原賀歯科医院	菊池市大琳寺 2 7 4 - 3	平成 29 年 3 月 7 日

熊本県告示第 7 2 0 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
岩倉整形外科内科医院	名 称		平成 29 年 4 月 1 日
	岩倉整形外科医院	岩倉整形外科内科医院	
新生翠病院	名 称		平成 29 年 4 月 1 日
	鴻江病院	新生翠病院	
	管 理 者		
	鴻江 和洋	鴻江 勇和	
愛甲やすらぎ・ひふ科医院	名 称		平成 29 年 4 月 1 日
	愛甲やすらぎ医院	愛甲やすらぎ・ひふ科医院	
愛甲産婦人科麻酔科医院	名 称		平成 29 年 4 月 1 日
	愛甲産婦人科ひふ科医院	愛甲産婦人科麻酔科医院	
済生会みすみ病院	管 理 者		平成 29 年 4 月 1 日
	藤岡 正導	庄野 弘幸	

(薬局)

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ゆうあい薬局	管 理 者		平成 29 年 4 月

城山 将一	株式会社 ユビキタ スファーマシー 代 表取締役 城山 将 一	1 日
-------	--	-----

**熊本県告示第 7 2 1 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひろやすクリニック	上益城郡益城町惣領 1 5 4 4 - 3	平成 2 9 年 1 月 1 日
まつばせレディースクリニック	宇城市松橋町松橋 6 8 9 - 1	平成 2 9 年 6 月 1 日
わたなべ内科クリニック	八代市永碓町 1 0 7 3 - 5	平成 2 9 年 5 月 1 日
黒田クリニック 内科・ 代謝内科	玉名市寺田 4 3 1 - 1	平成 2 9 年 5 月 1 日
鹿井内科	玉名市高瀬 2 3 3 - 1	平成 2 9 年 4 月 1 日
榑田泌尿器科外科医院	上益城郡御船町御船 9 0 3	平成 2 9 年 3 月 2 2 日

(歯科)

医療機関の名	医療機関の所在地	指定年月日
宇城きずな歯科医院	宇城市松橋町両仲間 4 9 番地 1 スターコーポ 1 F	平成 2 9 年 4 月 1 日
原賀歯科医院	菊池市大琳寺 2 7 4 - 3	平成 2 9 年 3 月 8 日
新名歯科医院	人吉市城本町 5 2 6 - 1 7	平成 2 9 年 4 月 1 日
さしき宮島歯科医院	葦北郡芦北町花岡 1 6 6 0 - 5	平成 2 9 年 3 月 1 日

(薬局)

医療機関の名	医療機関の所在地	指定年月日
高階誠心堂薬局たらぎ店	多良木町多良木 2 6 6	平成 2 9 年 4 月 1 日
ダン永碓薬局	八代市永碓町 1 0 7 3 - 1	平成 2 9 年 5 月 1 日

(訪問看護)

医療機関の名	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション デューン八代	八代市旭日中央通 6 番地 6 旭中央ビル 3 階西号室	平成 2 9 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション ひとつなぎ	八代市千丁町新牟田 1 4 0 2 - 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション 花あかり	八代市松江町 5 4 0 番地 1	平成 2 9 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション あおい	合志市須屋 2 9 7 - 4 6	平成 2 9 年 4 月 1 6 日

**公 告**

**熊本県公告第 4 3 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字戸鼻崎1959番1  
497.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区山ノ神二丁目14番62-3号  
中島 公敏

**熊本県公告第435号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市泗水町吉富字塚本3173番及び同3174番1  
4,882.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市泗水町吉富3125番20  
株式会社悠栄総合

**熊本県公告第436号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字船入494番1及び同字向島1010番  
3,298.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋147番地1  
社会福祉法人白百合福社会

**熊本県公告第437号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字駄飼場2451番1  
2,396.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

**熊本県公告第438号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字群窪2695番848の一部  
706.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区出水五丁目7番33号  
有限会社浜線ゴルフセンター

**熊本県公告第439号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字七ツ石2972番65  
 331.88平方メートル  
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市中央区本山三丁目5番24号  
 坂井 勇一

**熊本県公告第440号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町新山一丁目3190番20及び同3190番26の一部  
 2,654.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3  
 株式会社ジョイント

**熊本県公告第441号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。  
 平成29年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
くまもと県民交流館（以下「交流館」という。）
  - (2) 所在地  
熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階・10階
  - (3) 施設の規模等  
 ア 全体面積 4,816.75平方メートル  
 イ 9階面積 2,607.90平方メートル  
 ウ 10階面積 2,208.85平方メートル
  - (4) 施設の概要  
 ア 9階 会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、こども室、授乳室、パレアルーム、情報ライブラリー、女性総合相談室、相談室1・2・3、パレアアクシア、総合受付カウンター、講師控室1・2、館長室、事務室  
 イ 10階 大会議室（パレアホール）、会議室6、会議室7、会議室8、音楽室1、音楽室2、多目的スタジオ、和室
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備の提供を行う業務
  - (2) NPO・ボランティア協働センター運営に関する業務
  - (3) 男女共同参画センター運営に関する業務
  - (4) 生涯学習推進センター運営に関する業務
  - (5) 情報ライブラリーの運営に関する業務
  - (6) 会議室等の使用の許可に関する業務
  - (7) 会議室等の使用に係る料金の収受に関する業務
  - (8) 交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
  - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。

- ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印については、参加者全員が行うこと。
- ウ 5の(1)に記載する書類のウ～ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、1グループにつき1提案とすること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体は、(1)～(7)の全ての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除く全ての要件を満たすこと。

5 申請の手續

(1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)

イ 交流館指定管理者事業計画書及び収支予算計画書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ オ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(登記簿謄本)

申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書(ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の

年度が3年を経過していない申請者にあつては、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては、今年度の収支決算見込書、直近の合計残高試算表)

カ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類

(ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の3年分とする。また、事業開始後の年度が3年を経過していない申請者にあつては、過去の決算期における事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあつては、今年度の事業計画書)

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類)

(ウ) 指定申請に係る誓約書

(エ) 申立書

(2) 申請書の提出先

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課(県庁新館4階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2286

(3) 提出期間

平成29年9月11日(月)から平成29年9月15日(金)までの日の午前8時30分から午後5時までとする。(必着)

郵送の場合は、書留郵便によること。

電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

(4) 提出部数

正本1部、副本13部(副本については、写しで可。)

6 指定管理候補者の選定  
くまもと県民交流館指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理者候補者を選定する。  
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

7 募集要項の交付  
5の(2)及び交流館で、平成29年8月4日(金)から平成29年9月15日(金)までの間に、交付する。

8 現地説明会

(1) 日時  
平成29年8月16日(水) 午前10時から2時間程度

(2) 場所  
交流館 会議室7

(3) その他  
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を、あ



らかじめ定められた様式により平成 29 年 8 月 9 日（水）の午後 5 時までに 5 の (2) に提出すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効又は失格となることがある。
  - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
  - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、交流館の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先  
5 の (2) に同じ。

熊本県公告第 4 4 2 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 8 月 4 日から同月 17 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字中手町 2 6 3 番ほか 2 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町 1 1 9 9 番ほか 1 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字徳ノ前 9 7 番ほか 1 筆
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻 7 0 0 番
松永 雄治	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字今町 1 6 9 7 番
鶴田 貴大	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字辻り石 3 4 番 1 ほか 3 筆
株式会社藤木牧場	上益城郡嘉島町下仲間	上益城郡嘉島町大字犬渕字三ノ口 7 0 番ほか 4 筆
株式会社藤木牧場	上益城郡嘉島町下仲間	上益城郡嘉島町大字犬渕字一ノ口 2 9 番 1
原田 一道	上益城郡山都町猿渡	上益城郡山都町御所字力石 5 0 8 2 番ほか 2 筆
下村 委也	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字渋川 7 3 番 1
小林 公子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下 4 1 2 7 番 1 ほか 2 筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原 4 番 1

2 申請年月日

平成 29 年 7 月 2 1 日

**熊本県公告第 4 4 3 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 8 月 4 日から同月 17 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村田 護	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字美奈尻 8 3 番 1 ほか 4 筆
米村 憲昭	熊本市南区浜口町	熊本市南区会富町字西蓮 1 7 0 7 番ほか 2 筆
花田 弘司	熊本市南区並建町	熊本市南区会富町字西蓮 1 6 4 8 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字次郎丸 7 6 8 番ほか 5 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬 3 4 0 番 1 ほか 1 7 筆

2 申請年月日

平成 29 年 7 月 2 4 日

**熊本県公告第 4 4 4 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 8 月 4 日から同月 17 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成 1 1 9 番 2 ほか 4 筆

2 申請年月日

平成 29 年 7 月 2 4 日

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第 2 5 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
八代市	八代市代陽コミュニティセンター	八代市西松江城町 2 番 18 号
八代市	八代市八代コミュニティセンター	八代市新地町 6 番 3 号
八代市	八代市太田郷コミュニティセンター	八代市井上町 601 番地 1
八代市	八代市植柳コミュニティセンター	八代市植柳下町 4251 番地 2
八代市	八代市松高コミュニティセンター	八代市永碓町 754 番地 2
八代市	八代市麦島コミュニティセンター	八代市古城町 2259 番地
八代市	八代市八千把コミュニティセンター	八代市上野町 1193 番地 1

八代市	八代市高田コミュニティセンター	八代市本野町 505 番地
八代市	八代市金剛コミュニティセンター	八代市場町 800 番地 2
八代市	八代市郡築コミュニティセンター	八代市郡築六番町 61 番地 2
八代市	八代市宮地コミュニティセンター	八代市宮地町 383 番地
八代市	八代市日奈久コミュニティセンター	八代市日奈久塩南町甲 13 番地
八代市	八代市二見コミュニティセンター	八代市二見下大野町 2432 番地 1
八代市	八代市坂本コミュニティセンター	八代市坂本町坂本 4288 番地 24
八代市	八代市千丁コミュニティセンター	八代市千丁町新牟田 1426 番地
八代市	八代市東陽コミュニティセンター	八代市東陽町南 1285
八代市	日奈久ゆめ倉庫	八代市日奈久中町 516 番地

**熊本県選挙管理委員会告示第 26 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があったので、告示する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施 設 の 名 称		所 在 地
	変更前	変更後	
八代市	龍峯農業研修所	八代市龍峯コミュニティセンター	八代市興善寺町 1952 番地
八代市	農村婦人の家	八代市昭和コミュニティセンター	八代市昭和明徴町 730 番地 1

**熊本県選挙管理委員会告示第 27 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、告示する。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
宇城市	松橋体育館	宇城市松橋町松橋 430-1

**熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第 1 号**

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成 29 年 8 月 4 日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会  
会長 瀬尾 量

- 開催日時  
平成 29 年 8 月 31 日（木）  
午後 3 時から午後 5 時まで
- 開催場所  
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園 28-51）
- 議題  
(1) 後発医薬品に関する報告事項について  
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について  
(3) その他
- 傍聴者の定員 10 人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）

電話 096-333-2242 (内線7165)

**熊本県肝炎対策協議会公告第1号**

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年8月4日

熊本県肝炎対策協議会  
会長 佐々木 裕

- 1 開催日時  
平成29年9月6日(水)  
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館8階 803会議室
- 3 議題  
(1) 熊本県の肝炎対策の取組み(第一次熊本県肝炎対策中期計画)について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班  
(電話096-333-2783)